

平成25年 7月25日（木曜日）

説明のため出席した者

午前10時0分開会

会議に付した案件

概要説明

環境森林部、商工観光労働部、農政水産部
新エネルギーを活用した産業振興の現状と
課題及び今後の取組について

- (1) 太陽光を活用した取組
- (2) 木質バイオマスを活用した取組
- (3) 小水力を活用した取組
- (4) その他の取組

協議事項

- 1. 県内調査について
- 2. 県外調査について
- 3. 次回委員会について
- 4. その他

出席委員（12人）

| | | | |
|-----|---|----|----|
| 委員 | 長 | 岩下 | 斌彦 |
| 副委員 | 長 | 星原 | 透 |
| 委員 | | 緒嶋 | 雅晃 |
| 委員 | | 坂口 | 博美 |
| 委員 | | 中野 | 廣明 |
| 委員 | | 右松 | 隆央 |
| 委員 | | 山下 | 博三 |
| 委員 | | 鳥飼 | 謙二 |
| 委員 | | 新見 | 昌安 |
| 委員 | | 田口 | 雄二 |
| 委員 | | 囀師 | 博規 |
| 委員 | | 徳重 | 忠夫 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

環境森林部

| | | |
|--------------|----|-----|
| 環境森林部長 | 堀野 | 誠 |
| 環境森林部次長 | 金丸 | 政保 |
| （総括） | | |
| 環境森林部次長 | 楠原 | 謙一 |
| （技術担当） | | |
| 部参事兼 | 川野 | 美奈子 |
| 環境森林課長 | | |
| 山村・木材振興課長 | 河野 | 憲二 |
| 山村・木材振興課 | | |
| みやざきスギ活用推進室長 | 石田 | 良行 |

商工観光労働部

| | | |
|--------|----|----|
| 商工政策課長 | 田中 | 保通 |
| 産業振興課長 | 椎 | 重明 |
| 企業立地課長 | 津曲 | 睦巳 |

農政水産部

| | | |
|--------|----|----|
| 農政企画課長 | 鈴木 | 大造 |
| 農産園芸課長 | 日高 | 正裕 |
| 農村計画課長 | 宮下 | 敦典 |
| 農村整備課長 | 河野 | 善充 |
| 畜産振興課長 | 押川 | 晶 |

事務局職員出席者

| | | |
|---------|----|----|
| 政策調査課主幹 | 松浦 | 好子 |
| 議事課主査 | 松本 | 英治 |

岩下委員長 それでは、ただいまから成長産業・TPP対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、本委員会の調査事項の一つであります「新エネルギーの活用による産業振興に関すること」を踏まえまして、県が新エネルギーとして重点的に推進しております太陽光、木質

バイオマス、小水力、畜産バイオマスを活用した取り組みについて環境森林部、商工観光労働部、農政水産部より説明を受けたいと思います。

なお、小水力については、企業局も取り組んでおりますが、別の日程での説明を予定しております。

次に、4の協議事項であります。今後予定しております県内調査などについて、御協議をいただきたいと思っております。

以上のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

岩下委員長 委員会を再開いたします。

本日は、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部においでいただきました。ありがとうございます。

では、早速でございますが、概要説明をよろしく願いいたします。

堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部長の堀野でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の表紙をめくっていただき、目次をごらんください。

去る5月16日に開催されました委員会におきまして、ことしの3月に策定いたしました新エネルギービジョンの概要について御説明したところであります。新エネルギーは、幅広い産業

と関連しており、新エネルギーの導入を推進することによりまして、地域経済の活性化や雇用の創出等を期待できるものと考えております。

本日は、御指示のありました、新エネルギーを活用した産業振興の現状と課題、今後の取組について、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部の関係各課から、目次の6項目について説明をさせていただきたいと考えております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたします。

私からは以上でございます。

川野環境森林課長 それでは、環境森林課から、太陽光発電について御説明いたします。

「委員会資料」の1ページをごらんください。

1の現状と課題についてであります。

まず、(1)の住宅用太陽光発電の普及状況であります。表に記載してありますとおり、本県における年間設置数は、平成20年度では971件であったものが、平成24年度には4,753件と、約5倍近く増加しております。

また、世帯普及率で見ますと、平成24年度末現在で5.37%となっております。佐賀県に次ぐ全国第2位の高い水準となっております。

次に、(2)の非住宅用太陽光発電の普及状況であります。10キロワット以上の太陽光発電システムの固定価格買取制度認定状況を見ますと、平成24年7月以降、平成25年2月末までの8カ月間で、件数で2,975件、出力ベースで35万3,437キロワットが認定されているところであります。このうちメガソーラーの認定件数は50件、出力ベースでは14万4,014キロワットとなっております。非住宅用の約4割相当となっております。

メガソーラーの導入状況につきましては、次のに現時点で県が把握しております稼働中の

ものを記載しております。

表の上から3件までが固定価格買取制度スタート前に設置されたものでありまして、出力合計で約4メガワットでありましたが、固定価格買取制度スタートを機に12カ所設置されまして、合計で15カ所、出力合計が約26メガワットとなり、出力ベースで制度スタート前の約6.5倍に増加するなど、急速に導入が進んでいる状況でございます。

次に、2ページをごらんください。

（3）の太陽光発電の導入による効果についてであります。

太陽光発電は、環境負荷が小さなエネルギーであることや災害時などにおける非常用電源としての活用が期待できることから、導入を進めることで、低炭素社会の実現や災害に強いエネルギーシステムの構築を図ることができるものであります。

さらに、産業面での効果としまして、地域振興への貢献が上げられます。これは太陽光発電の関連産業の裾野が広いことから、製造・販売・施工の各分野において、県内業者への波及効果が期待できるものであります。

また、固定価格買取制度の開始を機に建設業、運輸業、リース業などのさまざまな業種から太陽光発電事業に新たに参入する企業もふえており、地場産業の経営多角化に貢献する分野として期待されるものであります。

次に、（4）の導入を進めるに当たっての課題についてであります。

まず、1つ目は、開発時などにおける各種規制であります。

現在、設置場所となる土地の開発利用につきましては、各種法令等による規制があり、太陽光発電の導入促進には、これらの規制の緩和を

図っていく必要があります。

また、課題の2つ目は、規制に関する問題としまして、売電時における電線接続の制約が挙げられます。

これは太陽光発電などの地域の発電施設から電線に送り込まれる電力量がその地域で消費される電力量を上回る場合、電流が逆向きに流れる現象が生じることになり、電気事業法により、電線への接続が制約されているものであります。九州電力によりますと、本県でも一部の地域で、電線への接続が保留されているケースが発生しているとのことであります。

これらの課題につきましては、現在、国におきまして規制の緩和に向けての検討を進めているところでありますが、県としましては、国の動向を注視しながら、規制緩和の推進や電線接続への強化対策について、引き続き国への要望を行っていく必要があると考えております。

さらに、課題の3つ目としましては、導入に当たっての情報不足等が挙げられます。

事業者においては、導入に当たって設置場所や各種規制などに関する情報が必要であり、住宅用に関しましては、導入の検討に際し、太陽光発電システムの性能、種類、施工などに関する情報が必要になります。これらの情報が不足しますと、導入に向けての障害や導入後のトラブル発生につながる場合もありますことから、県民、事業者にわかりやすく情報を提供し、広く普及啓発を行っていく必要があると考えております。

次に、2の今後の取組であります。

太陽光発電につきましては、全国でもトップクラスの日照環境を有している本県のポテンシャルを生かすことのできる新エネルギーでありますことから、平成25年3月に策定した「宮

「岐阜新エネルギービジョン」において、重点的に取り組む新エネルギーとして位置づけるとともに、戦略的プロジェクトの一つである「みやざき太陽プロジェクト」として、おおむね5年の間に積極的な導入促進を図っていくこととしております。

具体的な取り組みとしましては、まず（１）の住宅用や（２）の非住宅用について、各種助成制度の活用や情報提供などにより導入を促進していくこととしておまして、特にメガソーラーを含む非住宅用につきましては、今年度から設置場所の候補となる遊休地や屋根貸しに関する情報提供を行い、貸し手側と借り手側のマッチング支援に取り組んでいるところであります。

また、（３）の公共施設などにつきましては、国の補助事業を活用して、防災拠点や避難所となる施設への導入を進めるとともに、（４）のソーラー産業の集積につきましては、商工部局を中心に研究開発への支援や地場産業への参入、電子・精密関連産業など、企業立地を推進していくこととしております。

また、（５）の情報提供・普及啓発としましては、研修会、イベントやホームページ等を通じた啓発に加えて、今年度新たにコーディネーターを配置して、設置に関する各種相談への対応や情報提供などにも取り組んでいるところです。

今後とも太陽光発電の積極的導入を図るため、これらの取り組みを庁内関係各課や市町村、関係機関とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

岩下委員長 ありがとうございます。

椎産業振興課長 続きまして、太陽電池関連産業の振興につきまして、産業振興課のほうから御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

太陽電池関連産業の振興につきましては、快晴日数全国2位、日照時間全国3位という本県の持つ強みを生かしまして、企業立地、地場企業の参入促進、人材育成に取り組んできたところであります。

これまでの取り組みといたしましては、２の（１）のとおり、企業立地としまして、次世代型CIS太陽電池を製造しますソーラーフロンティア社を誘致したところであります。平成23年7月には年間900メガワットと、世界最大級の生産能力を持つ国富工場が本格操業をしたところであります。

また、（２）のとおり、本県における太陽電池関連産業の集積及び雇用の拡大を図るため、平成21年10月16日に宮崎県太陽電池関連産業振興協議会を設立したところであります。現在、89企業・団体が会員となっております。

次に、（３）の人材育成等につきましては、平成25年1月に「固定価格買取制度における県内企業の動向」と題します講演を実施するとともに、「未来の太陽光発電に向けて」というテーマでセミナーを開催したところであります。

また、次世代を担う人材を育成するため、県内の各工業高校で太陽電池出前講座を開催したところであります。

次に、（４）の参入支援としまして、北九州で開催しました「PV九州」、県工業技術センターで開催しました「みやざきテクノフェア」、そして次のページの4ページの東京ビックサイトで開催しました「スマートエネルギージャパン」において、地場企業の展示会出展を支援したところであります。

このように企業立地、地場企業の参入促進、人材育成に取り組んできたところでありますが、

太陽電池関連産業の振興に当たっては、地場企業の参入促進と太陽電池関連事業の活性化が必要であると考えております。

このため、今年度から次の3の新たな取組としまして、「電力確保と経済活性化！小規模ソーラー発電所設置促進事業」に取り組んでいるところであります。

(1)の本事業の目的といたしましては、固定価格買取制度の開始により、採算性がとれるソーラー発電所の設置が可能となり、電力の安定供給と発電所設置等による経済活性化の機会が生まれてきました。特に、50キロワット未満であります小規模ソーラー発電所については、中小企業が取り組みやすい状況になっております。

このため、小規模ソーラー発電所設置、施工関係者の非住宅系への参入を促進し、本県における安定的な電力供給確保の一翼を担うとともに、経済の活性化を図るものであります。

(2)の事業の概要としましては、特定非営利活動法人ひむかおひさまネットワークに業務委託をしまして、アドバイザー1名、事務補助員1名を設置しまして、セミナー、マッチング会の開催、事例集の作成等を行うものであります。

のセミナーにつきましては、中小企業者等を対象に、採算のとれる小規模ソーラー発電所の設置・運営等に関するセミナーを宮崎、都城、延岡の3地区で開催するものであります。

のマッチング会につきましては、ソーラー発電所設置を検討している企業等と販売・施工者とのマッチング会を宮崎、日南の2地区で開催するものであります。

ほかには、小規模ソーラー発電所の設置事例や発電所設置・運営に当たっての留意点等を記

載した事例集の作成やホームページによる情報発信を行うことにしております。

(3)事業費としましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源としまして1,128万2,000円となっております。

説明は以上であります。

岩下委員長 ありがとうございます。

河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。5ページをお開きください。「木質バイオマスを利活用した取組」でございます。

山村・木材振興課からは、木質バイオマス発電等について説明をさせていただきます。

まず、1の現状と課題であります。が、(1)の木質バイオマスの発生量とその活用状況でございます。

表をごらんください。

県内では、林地残材、製材残材など合わせまして、左から2列目の発生量の欄の一番下にありますように、年間87万気乾トンの木質バイオマス資源が発生しております。このうち利用されている量は、約26万気乾トンであり、利用率は約30%となっております。

次に、(2)の木質ペレットの生産の状況ですが、県内には製造工場が3つございます。

下の表をごらんください。

左から3列目の一番下にありますように、3工場合合わせまして年間約4万2,000トンのペレットを製造する能力がございますが、需要の関係から、平成24年度の生産量は、約1万8,000トンにとどまっております。主な販売先としては、火力発電所や温泉等の燃料に供給されております。

次に、(3)の木質バイオマス発電施設についてですが、現在、専焼、混焼、合わせて県内に5つの施設があります。内訳は、製材工場の発

電が2施設、火力発電が3施設となっております。

表をごらんください。

製材工場の主要燃料につきましては、製材残材と未利用間伐材となっております。また、旭化成関連の火力発電所は、建設廃材のチップと石炭との混焼で発電をしております。また、王子製紙日南工場の発電所は、パルプの製造過程で発生するカロリーを持った黒液やバークなどの木質由来のバイオマス原料と廃タイヤとの混焼であります。

次に、6ページをごらんください。

新たな発電施設の整備計画といたしまして、表にありますように、都農町のグリーンバイオマスファクトリーなど4施設が具体化をしております。このうち日向市の中国木材の施設につきましては、自力で整備する計画であります。残りの3つの施設につきましては、「森林整備加速化・林業再生事業」の実施目的に設置されております緑の産業再生プロジェクト推進協議会で既に承認をされておまして、今後事業計画の審査などを経て、加速化での採択を予定しております。

4施設で使用する木質資源量は右から2列目の一番下にありますように、県内から27万5,000生トンを集荷する計画となっております。

次に、(4)の期待される効果であります。発電施設等の整備に伴う雇用の場の確保や未利用木質資源の有効利用による山元への利益還元が挙げられます。

具体的には、表の下のほうに線で囲んだ部分をごらんください。

これは林野庁が試算したものでございます。送電能力5,000キロワットのバイオマス発電所のケースでございますが、この発電所が稼働しま

すと、運転日数が年間340日、24時間の稼働で、一般住宅約1万2,000世帯が使う1年間の電力を賄うことができます。この場合、地域には約50人程度の新規雇用が発生し、使用する木質バイオマス燃料は年間約6万トンが必要となります。燃料を全て間伐等の未利用材としますと、固定価格買取制度により約12億円から13億円程度の売電収入が得られ、一方で、木質バイオマスの燃料代として7億から9億円程度が必要になりますが、この7億円から9億円は、全て木質バイオマスの調達コストとして賃金や運賃などの形で、地域に還元されるということになります。

上に戻っていただきまして、中ほどの(5)の課題ですが、木質バイオマス利用施設が継続的に運営されるためには、効率的な収集・運搬システムの構築による安定的な供給体制の整備が不可欠となっております。

このような課題に対応するため、2の今後の取組にありますように、地域協議会等の設立など木質バイオマスの安定供給づくりに向けた助言や情報提供を行いますとともに、安定供給に必要な施設や機械の整備に対して支援を行ってまいります。

説明は以上でございます。

岩下委員長 ありがとうございます。

日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。7ページをお開きいただきたいと存じます。

施設園芸における木質バイオマス暖房機の導入についてでございます。

1の現状でございますように、全国段階では、昨年10月時点で382台というバイオマス暖房機の導入の状況でございます。

本県におきましては、まず右のほうの燃油価格の推移を見ていただきますと、平成18年から徐々に上がりつつあったというところで、平成21

年にピークを1回迎えてございまして、その後下がったところでございますが、また近年のように上がってきているというような状況でございますが、そういう中にありまして、現状に戻っていただきまして、本県では平成18年、いわゆる燃油価格が上がり始めた段階から導入実証を行ってきているところでございます。その結果、現段階では、ピーマン等で12台の導入が行われているというような状況でございます。

これまでの導入に当たっての考え方につきましては、そこに掲げてございますように、豊富な森林資源を有効活用できるバイオマス暖房機の導入を推進するということによりまして、燃油価格高騰等によります経営圧迫を払拭して、化石燃料に依存しない園芸産地への転換を図っていききたいという考え方で、これまで進めてきたところでございます。

ただ、進める中にありまして、2にございませうような主な課題といたしまして、御案内のとおり、暖房機の価格が非常に高価であり、いわゆる重油暖房機に比べまして約3倍ほどの価格がするということでございまして、その低廉化というものが非常に大きな課題となっております。

また、2番目にございませうように、木質ペレットの安定確保ということで、燃料をいかに安定確保していくかというようなことが大きな課題として出てきたところでございます。

さらには、この石油価格の上下、高騰、もしくは下落にかかわらず、このバイオマスの暖房機を活用するというような生産者の意識の醸成も含めまして、機運の向上を図っていかねばならないというふうにも考えているところでございます。

こういうような課題を踏まえまして、3の今

後の取組等にございませうように、国の事業等を活用しまして、県と農業団体がさらに連携して支援をすることによって、重油暖房機と同等の価格での導入を支援していきたい。という状況でございます。平成25年から5年間の目標といたしまして、現在、12台でございませうけれども、500台を目標にバイオマス暖房機の普及を図っていききたい、推進を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

具体的取組といたしましては、その下に掲げてございませうような、1つは、昨年国が補正事業として創設いたしました「燃油価格高騰緊急対策」を活用しながら、それと先ほど申し上げました、いわゆる導入に際しての上乗せでございませうけれども、県単独での「木質バイオマス転換加速化事業」によります導入を支援していくということが1つでございませう。

また、その下の にございませうように、暖房機の低廉化や機能向上、こういったもののいわゆる暖房機の開発への支援というものを進めていききたいというふうに考えてございませう。

またさらには、 にございませうように、「バイオマス利用促進協議会」というものを8月の上旬をめどに設置できないかということで、現在、調整中とございまして、その一番下の真ん中の枠組みの中に書いてございませうけれども、農林業団体と企業、それから行政が連携をとりながら、総合的な木質バイオマス利用システムの構築に向けた取り組みを進めていききたいというふうに考えているところでございませう。

最後に、 にございませうように、現地実証なり、研修会等を通じまして、生産者の方々への意識の醸成なり、機運の向上と、こういったものに努めることによりまして、当初掲げました目標の実現に向けて進めていききたいというふう

に考えているところでございます。

農産園芸課は以上でございます。

岩下委員長 ありがとうございます。

河野農村整備課長 農村整備課です。8ページをお開きください。

農業用水を活用した小水力発電についてであります。

まず、1の現状についてであります。

御案内のとおり、本県では、豊かな降水量や高低差のある地形を生かし、県や九電等により、比較的流量の大きな河川で水力発電が進められてきましたが、農業用水を活用した小水力発電は、発電条件を満たす地区が少なく、普及が進んでおりませんでした。

しかし、世界的に自然エネルギーへの関心が高まる中、我が国でも固定価格買取制度が施行され、土地改良区の維持管理費の軽減対策やエコをキーワードにした地域活性化策として導入を積極的に検討していく必要がございます。

なお、「宮崎県新エネルギービジョン」では、流量の少ない河川や農業用水路における小水力発電の導入を積極的に進めることとしており、農業用水を活用した発電についても、積極的にその可能性を検討していく必要があります。

農業用水を活用した主な事例としまして、その下にございますように、日之影発電所と広沢ダム発電所の概要を記載しておりますが、両地区とも売電により、土地改良区の維持管理費の軽減に大きく寄与しております。

次に、2の課題についてであります。

小水力発電は発電能力に対し、施設整備費が大きく、国庫補助事業等の活用を図り、取り組みを加速化する必要がありますが、発電適地でも事業要件となっているポンプ場等の土地改良施設への電力供給要件を満たす箇所が少なく、

その活用が困難となっております。

9ページをごらんください。

施設導入に当たっては、他の再生可能エネルギー施設と比べ、通年、安定した水量を確保するため、河川法の水利権取得や、さらには事故発生時の営農への影響など、高度で長期的な技術的検討が必要であります。

また、これまで身近に農業用水を活用した小水力発電の事例が少なく、土地改良区や市町村等に知識や情報が不足しており、発電事業に対する要望や関心が必ずしも高くない状況にございます。

次に、3の今後の取組についてであります。

県では、平成24年度に「小水力発電等農村地域導入支援事業」を創設し、国庫補助事業の活用による施設整備とあわせて導入促進に取り組んでおります。

売電により、土地改良区の維持管理費の軽減を図る「大規模発電タイプ」では、九電との系統連系や国の設備認定に時間を要する場合、買取価格が下がる可能性もあり、計画的な協議・調整の必要がございます。

また、鳥獣害防止用電気柵等への利用を目的とする「地域活性化タイプ」では、効果的な施設整備となるよう実現可能性や電力の活用方法について、導入に意欲のある市町村等と検証を進めていくこととしております。

また、昨年度設置した「宮崎県農業水利施設小水力発電連絡会議」において、積極的な情報の提供や共有を図るとともに、研修会や現地検討会を実施することとしております。

その下の囲みの中には、「小水力発電等農村地域導入支援事業の取組み」を記載しております。

当事業の事業期間は、平成24年から28年度までであり、本年度の予算は3,500万でございます。

昨年度は、13地区で可能性調査を実施し、このうち岩下地区では、綾町が実施主体となり、用水路に50センチ程度の落差を設け、最大出力1.5キロワットの発電機を設置しております。これによりまして、農村公園のトイレや街灯等の管理費を賄うこととしております。

農村整備課の説明は以上でございます。

岩下委員長 ありがとうございます。

押川畜産振興課長 資料の10ページ、11ページをごらんください。畜産振興課からは、畜産バイオマスのうち、燃焼エネルギーを活用しました産業振興の取り組みということで概要を御説明申し上げます。

まず、左のページの10ページ、現状でございます。

燃焼エネルギーの利用ということで、家畜排せつ物を燃焼、燃やすことによって電気・熱として利用いたします。

この取り組みのメリットといたしましては、エネルギーとしての利用、あと排せつ物の悪臭低減、容積の減少、焼却灰については肥料原料としての利用が可能になるということが挙げられます。

その一方で、課題といたしまして、施設整備費が非常に高つくこと、また同じ畜ふんであっても、水分含量が高いものについては、利用が難しいということが挙げられております。

現在の本県における取り組みにつきまして、そこに書いてございますように、南国興産株式会社、みやざきバイオマスリサイクル株式会社の2例がございます。

右のページで細かく御説明いたします。

まず、にあります南国興産株式会社につきましては、平成14年度から1号機、平成24年からは同規模の2号機が稼働しております。

まず、1号機につきましては、事業費22億4,500万円、このうち国から2分の1相当の10億6,800万円、県からは6分の1相当の3億5,600万円の支援をいたしております。

また、2号機につきましては、平成24年、36億2,900万円の事業費でございます。これにつきましては、国から2分の1相当の15億円の支援がございます。

それぞれ処理能力といたしまして、年間10万トン、エネルギー利用の形態といたしましては、レンダリング工場等々で利用いたします蒸気熱の場内利用が約7割、あと場内の電力利用が3割となっております。

下から2番目にございます発電量といたしましては、平成24年度の実績といたしまして840万キロワットアワー、焼却灰につきましては、県内外の化成肥料工場等々に販売しております。

次に、みやざきバイオマスリサイクル株式会社でございます。

平成17年から年間13万2,000トンの処理能力の施設を稼働いたしております。

事業費といたしまして41億4,700万円、これにつきましては、国から2分の1相当の11億9,100万円、県から6分の1相当の1億4,800万円の支援がございます。

エネルギー利用の形態といたしましては、売電が85%、残りの15%は場内の電力利用となっております。

発電量につきましては、24年の実績で7,500万キロワットアワー、焼却灰につきましては、プロイラー関連会社に販売いたしております。

左のページに戻っていただきまして、現状、1の(2)にございますエネルギー利活用施設の主な事業効果でございますが、6点ほど掲げてございます。

家畜排せつ物の適正処理と有効活用、再生可能エネルギーの生産と有効活用、地域環境負荷の低減、焼却灰の資源循環、温室効果ガスの削減、あと最後に農家個別の処理施設の投資削減による畜産経営の安定化等が掲げられております。

課題と今後の取組みでございます。

施設稼働から、南国興産1号機が12年、みやざきバイオマスリサイクルが9年になりますことから、今後補改修等による施設の機能保全対策が必要となってまいりますので、下の参考にあります国庫事業等々を活用しながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

岩下委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

中野委員 いろいろ説明があったんですけど、この1ページの非住宅用太陽光発電の普及状況で35万3,437キロワット、数字はわかるんだけど、この間、都農のメガソーラーに行ったら、大体1メガワットで、大体250戸分ぐらい。こっちで見ると、大体5,000キロワットで1万2,000世帯、ここから計算すれば出るかなと思うんだけど、35万3,000という大体どれぐらいになるものですか。

川野環境森林課長 太陽光の場合は、おっしゃるとおり、下のほうにも書いてありますとおり、1メガ当たり大体250世帯から300世帯を賄えるということで、バイオマスのほうのページでは5,000キロワット当たり1万2,000世帯ということになっておりますが、太陽光でいきますと、5,000キロワットでしたら大体1,200世帯と、10倍ぐらいの差があるということになって

ますが、これは太陽光発電の設備の特徴でございます。まず雨の日は発電しないということ、それから昼だけの発電になるということ、設備の発電効率がバイオマスに比べると、かなり低いということ、そういうことで大体10倍ぐらいの発電効率の差があるということで、この数字がちょっと違う部分になっております。おっしゃられた35万3,000キロワットは何世帯分か、ちょっと計算しないと、即答できません。（発言する者あり）済みません。8万8世帯だそうですね。

中野委員 それから、いろいろ資料が出ていますけれど、こういう自然エネルギーというのはいいことに決まっているわけで、要はコストです。この資料を見ると、みんないいことづくめで、コスト、いわゆる県費なり、税金を何ぼ入れたかというのは、こういう場合は参考に数字ぐらい入れとかんと、ただいいことづくめで、コスト計算ができませんような資料というのは、俺は意味がないと思うんだけど。今聞いてもいいけど、このバイオマスの施設の国、県の補助金、今みんなわかる、わからんやろう。

河野山村・木材振興課長 木質バイオマス発電の資料であります。6ページでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、表にあります上から3つ、グリーンバイオから、これについては森林整備加速化の採択を予定しておりますけれども、全て国費でございます。（「加速化」と呼ぶ者あり）

中野委員 加速化、それはね。それと、5ページのやつは。

河野山村・木材振興課長 5ページの製材工場の2件につきましては補助でやっておりますけれども、ちょっと手元にデータがございません。

中野委員 こういう資料の場合は、ぜひそう

いう金額がわかるように入れてください。いいです。

岩下委員長 関連でよろしいですか。

坂口委員 加速化基金、あれ震災の復興で問題になったですね。あれの経緯、時間的なものも添えて、これまでの、昨年度から今日までの基金積み立ての実績として、残りのお金についてちょっと説明を。

石田みやざきスギ活用推進室長 御説明申し上げます。

震災復興の関係の森林整備加速化事業でございますけれども、こちらにつきましては平成23年度3次補正予算、こちらにおきまして、いわゆる復興とともに、円高基調下における日本経済の再生ということで、全国を対象とする基金が造成されたところでございます。これにつきましては、先般7月2日の段階におきまして復興大臣及び財務大臣のほうから用途の限定と、基金の残額の部分につきまして返還をお願いするという依頼が参っているところでございます。

本県につきましては、平成23年度3次補正予算におきまして60億円を基金のほうにいただいております。現在の残額で申しますと、14億8,800万円ほど残額がございます。これにつきましては直接被災地に木材を供給する取り組みを除いて返還をお願いされているという状況でございます。この件につきましては県として国の要請の趣旨も踏まえて対応していくという考えでございます。以上でございます。

坂口委員 そうすると、結果的にこの金は返さざるを得ないということになるわけですか、今まだ手元に残ってるわけですか。

石田みやざきスギ活用推進室長 平成23年度3次補正予算でいただいた60億円のうち、現在、予算化されていないもの、平成26年度に予定し

ていたものとしまして、先ほど申しあげました14億8,800万円が基金のほうにまだあるという状況でございます。

坂口委員 残っている。

石田みやざきスギ活用推進室長 はい。

坂口委員 そうすると、このほかに今申請されて継続中の案件がありますよね。これらについての財源の対応ができないという説明も聞いてるんだけど、今継続して審査してる事業、申請されて審査の過程にある案件については対応ができるわけですか。

石田みやざきスギ活用推進室長 今回の返還の要請でございますけれども、こちらにつきましては、既に執行済みのほかに県議会において承認されたもの、予算化されたものについては対象から外すということで依頼が。

坂口委員 だから、今申請されてる事業計画に対応できるのかできないのか。

石田みやざきスギ活用推進室長 バイオマス関係につきましては、既に予算化していただいておりますので、対応できます。

坂口委員 そうじゃなくって、決定したものは聞いてないよ、終わったことは。今申請されて、審査が継続されてるやつ、事業化するかしらないか、認定するかしらないか、そういうものについてどうするんだということを聞いている。

石田みやざきスギ活用推進室長 対応可能でございます。

坂口委員 可能なわけですね。これは委員会で、公式な場だよ。余りいいかげんじゃだめ。

石田みやざきスギ活用推進室長 既に地域の協議会において承認されまして、申請が上がってきていて、予算化されてるものについては対応が可能でございます。

ただ、平成26年度に予定していたものについ

では。

坂口委員 そうじゃなくって、今審査をやっている。いろいろ行政指導をやりながら進めている事業について、まだ予算化されてないものは対応可能なのかなのか、どこから金を出すんだということを聞いている。

楠原環境森林部次長（技術担当） バイオマスについては、今委員がおっしゃいましたように、いろんな相談が来ております。その中で、今室長が言いましたように、承認を受けて予算化したものはしますけれども、それ以外の分については、現在は予算というのは、この加速化の中では対応は難しい部分があります。

坂口委員 何で今後対応していかれる。

楠原環境森林部次長（技術担当） 今これからの国のバイオマス関連絡みの事業について、例えばこれから26年度予算、あるいは補正等があれば、そういうので対応していけるというふうに思っています。

坂口委員 それは見通しがあるんですか。

堀野環境森林部長 県が財政的に厳しいものですから、国の財政というのを、国の支援というのを期待してるところでございます。今回の政権の経済成長戦略の中にエネルギーという項目が入っていますので、その分で措置していただきたいと思っていますし、要望していきいたいと思っています。

坂口委員 それは思惑ですよ、何とかしてほしいという。そういうもので具体的にいろんな指導ができるの、あるかないかわかんものに。相手は真剣勝負ですよ。そういうところに行政指導をやりながら、その課題を解決させていって、将来行き着く先が見えないのにそんなこと。大体申請があったって、行政というのは縦割りの組織で、どこかのところがどうやって答

えを出せるの、これは俺のところの責任だというものについてしか対応できんのに。

それを一般論として、国に対してお願いしていきますからうちでやりましょうなんてことが、今までそういう行政指導やってきたり、そういう事務の処理の仕方というのがあったのかということ。見通しが立たないものをどうやって今審査を進めて、そしてそれをどうそういう必要性を判断して、行政対応をされているのかというのが1つ。

それから、今後の取り組みで、地域協議会の設立など安定供給体制づくりに向けたのが課題だということをやっているけれど、そういう課題がクリアできずして、また今までのものは何億、何十億という予算を補助することを決定したのか、この2つ。

堀野環境森林部長 財源的に確定していないものについて、県としてこういう形で指導していくということはないと思っています。それは反対に期待を持たせることになりまして、また間違った指導になりますので、そういうことはしてはいけないことだと思っています。

さらに、燃料の供給体制のお話でよろしかったですか。

坂口委員 そうですよ。これは、そういう今後の課題を説明されたんでしょ。

堀野環境森林部長 地域協議会については、基本的に燃料の確保というのは、正直言ってそれぞれの事業体が民対民の世界の中で確保することが基本だと思っています。

ただ、林業の振興につながるということもありますので、我々としてはそういう体制づくりについて必要な情報も提供するし、助言もしていく、また機械等々が必要であればこれも。

坂口委員 ちょっと、僕が1人で時間を使う

のは、物すごい恐縮しているんですよ。けど、使わせてもらっているんですよ。言っていることを明瞭明確に。

こういったものを設立して安定供給の現実性を高めていくのが今後の課題なんだとされていますよね。一方じゃ息の長い事業に対して、国費であるといえども、補助金を出されていますよね。安定供給ができるかできないかわかんないものに補助金を出すなんて事業、そんないいかげんなことをやってきてるのかというの、それも答えていただきたい。

河野山村・木材振興課長 審査に当たりまして、発電施設等が継続的に運営されていくためにはきちんと確保されているという、その見通しを確認させていただきます。ですから、審査の上では、燃料供給側と消費する発電所側の協定書の確認とか、そういったことも含めて審査をさせていただいております。

坂口委員 協定書があるから、認定したわけでしょ。補助が決定したわけでしょ。そういうものに今度は協議会つくって安定供給の指導をやるんだというのは、矛盾しているじゃないですか、先ほどの見通しのないものに対して安易な期待を持たせるような行政の対応はやらないということは、今後見通しは立たないから、新たなものはないという判断ができますよね。今の説明を受けると、むやみに期待を持たせるようなことはしないんだと、現実性のないものは、そんないいかげんなことは行政やらないよという部長答弁だったんです。

そして、今、見直しの立たないことは、いいかげんなことはできないから、しっかりした協定書というんですか、約定書と、そういうものをして、安定的に長期的に原料を調達できるという見通しの上で補助が決定したんだという説

明だった。そしたら、これは今後の課題じゃないじゃないですか、決定していることじゃないですか。見通しがなければ、またこういうことをやる必要はないじゃないですか、これはどういうことなんですか、僕はわからんから、もう一回わかるように説明して。

河野山村・木材振興課長 先ほど説明しましたように、林地残材が57万気乾トン発生しておりますが、これは全ての県内の森林、国有林も含めたところに発生してる総量でございます。

ただ、道から遠いとか奥山で道がないとか、そういったことがありますので、効率的にどれぐらいのコストだったらペイするのか、そういったことを。

坂口委員 今後やっていく。

河野山村・木材振興課長 ええ、進めていくということです。

坂口委員 いや、それをやって、先ほどは現実だから補助したという説明じゃなかったんですか。見通しが立つから、今度はペイできるもできんもわかんない。ペイできなかったとしたら、架空の数字だったら、調達できないわけです。

だから、そういうものをしっかり判断したから補助を決定したんだという説明だったけど、今の説明は、また違ってないじゃない。これは、もういいですよ。こんないいかげんなことに時間を費やしたくない。そういうことでしょ。僕は、何か解釈が違うかな。どんなぐあいに受けとめられたかわからんけど。

いいですか、くどくなるけど、部長答弁では、いいかげんな期待を持たせないよ、現実なものにしか、見通しが立たないものにはそんな受け付けとか、事業に向けての行政指導はやらないよ、という説明が一つあった。

それから、今後、26年度の新たな新規事業については、全くわからないけれど、そういうものをお願いしているという説明が一つあった。既にやってる事業が決定しているもの、補助金が決定しているもの、議会で可決してもらったものについては、将来見通しも立てて、しっかり安定経営ができるし、安定供給ができるというものに対して、そういうものを決定してきたんですよという説明があった。ところが、今は、林地残材は把握してるけれども、一体どこまで運び出せるかわからないから、そういう指導を今後やって協議会をつくらせるんだということで、それはおかしいですね。

安定供給だったら、既に協議会ができて、そこ何年間にわたって、こういう林地残材を搬入できますよ、あるいは売買しますよという売買契約があって、初めての確実性です。そんなものもないものに、一方じゃやったと言うし、一方じゃ確実なんだと言うし、だから矛盾した。そんないいかげんな答弁を委員会でやってほしくないということです。やっぱりここはもっと重みのある場所です。以上です。

田口委員 太陽光のことでお聞きします。住宅用の太陽光発電の普及状況ですが、いずれも1位は佐賀県というふうになっておりますが、24年度で結構ですから、これ佐賀県の状況はどのようになっているのか、わかりますか。件数とか、あるいは普及率です。

川野環境森林課長 佐賀県の24年度の普及率は6.42%でございます。それと、世帯累計数が1万8,940世帯です。世帯数全体で割りますので、「分母」と呼ぶ者あり）件数そのものの数ではなくて、率で一応比較いたしました6.42%で、全国1位でございます。

田口委員 その普及率は、差は縮まっている

んですか、広がっているんですかね。

川野環境森林課長 済みません。ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。

田口委員 そしたら、次の質問、一緒のところだから、ちょっとあれか。

岩下委員長 じゃ保留という形で、後ほどお願いします。

鳥飼委員 きょうは太陽光と木質と小水力、その他ということで御説明をいただいたんですが、自然エネルギーに関して、今までは総合政策課で全体を把握するというような形になっていたようなんですけれども、今は、新年度からはどこが自然エネルギーについての統括をやれるということになるんでしょうかね。

川野環境森林課長 委員おっしゃるとおり、以前は総合政策課のほうがエネルギー政策全般を持っていらっしやいまして、新エネルギーもその中に含めて担当していたという経緯がございましたが、平成22年当時から新エネルギーに関しましては、環境に非常に貢献できる、低炭素社会づくりに非常に貢献できるエネルギーということで、新エネルギーの窓口、調整窓口を環境森林部のほうに移管した経緯がございます。

そして、昨年、24年には、その総合窓口としまして、環境森林部のほうで新エネルギービジョンを策定いたしまして、この新エネルギービジョンに基づいた各種、各部局の取り組みの進捗状況の把握とか、情報交換のそういった調整業務を環境森林部が担っているところでございます。

鳥飼委員 そうしますと、統括をするというのは、例えば今御説明があった畜産バイオマスとか農政水産部関連とか、そういうのも県庁内の全てを含めて環境森林部でやるということになるわけですね。

川野環境森林課長 それぞれ、畜産バイオマ

スでしたら農政さんのほうで、具体的に事業とか施策とか進められるんですけど、県庁全体の新エネルギーは今どういう状況で進んでるか、基本的には新エネルギービジョンがどういう進捗状況になっているかということころは、うちの部でまとめていくという形になります。

鳥飼委員 統括するということになれば、いわゆる連絡会議なり、財源の問題がいろいろ出たんですけども、それを含めてやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、庁内の連絡会議とか、そういうのはやられてるんですかね。

川野環境森林課長 やはり庁内の連携というのは非常に大事なことでございまして、昨年度新エネルギービジョンを策定するに当たりまして、関係課によります庁内のワーキング、連絡会議を立ち上げまして、そこでいろいろ情報交換等をやっているところでございます。今後も新エネルギー関係は、庁内のワーキング、それから環境の中で環境保全調整会議という会議を持っております。これは課長クラスが幹事会ということでメンバーに入っておりますが、そういった会議も活用しながら、関係課のいろいろな調整、それから、情報交換をやっていきたいというふうに考えております。

鳥飼委員 もう一つ、新エネルギーで、自然エネルギーという表現の方法があります。原発事故以降、とりわけ環境問題とかも含めて、自然エネルギーに転換をということで、きのうも日向のリニアモーターカーの跡地のところを見せていただいたんですけど、新エネルギーというか、自然エネルギーを含めたものにどう転換を図ってるのか、化石燃料以外のです。

新エネルギービジョンというのをつくったわけですけど、自然エネルギービジョンに私は

すべきじゃなかったのかなと、全体のビジョンにすべきではないかということ主張してきたんですけど、それは置いといて、自然エネルギーと新エネルギーについての考え方はどんなふうにしておられますか。

川野環境森林課長 新エネルギーという捉え方は、いわゆる新エネルギーの法律で規定されてる11種類、それを一つのめどでビジョンをつくっておりますが、この新エネルギー法に規定されてない、委員がおっしゃる自然エネルギーとか、例えば環境に優しいエネルギー、クリーンエネルギー自動車とか、それを支える技術のヒートポンプとか、さまざまいわゆる自然を活用したエネルギーというのがございまして、それもこのエネルギービジョンの中で、その他のこういった自然に優しいエネルギーについては、導入促進についてやっていきたいと思いますところも盛り込ませていただいておりますので、当然そういったものも含めてエネルギー政策として、ただ、エネルギー全般になりますと、今度は総合政策部のほうが所管課にはなりますが、環境に優しいエネルギーということになりますと、環境森林部が今窓口を持っておりますので、そういった意味では自然エネルギー全般について、導入促進という視点で見ていく必要があるというふうに考えております。

鳥飼委員 再確認ですけど、総合政策課もそういうエネルギーという関係では、一定の所管をしてるということになるんですかね。

川野環境森林課長 エネルギー全体の、エネルギー政策としては、総合政策部のほうが所管されています。

鳥飼委員 わかりました。あと聞きたいけど、田口委員の答弁が漏れてるから。

岩下委員長 連続の答弁になってますので、

環境森林課長のほうはちょっと保留にして、ほかの担当課をお願いします。よろしいでしょうか。

川野環境森林課長 データが今まとまりました。

岩下委員長 どうぞ。

川野環境森林課長 非常に残念な結果なんですけれども、佐賀が1位で、宮崎が2位というのはずっと続いているんですけども、その普及率につきましては、ちょっとだんだん差が広がってる状況にあります。

岩下委員長 田口委員の質問でございました。

田口委員 そしたら、住宅用太陽光発電の普及に関して、新エネルギービジョンプロジェクトの中で、5年先は、普及率は何%にと考えていらっしゃるんですか。

川野環境森林課長 済みません。ちょっとしばらくお待ちいただきたいと思います。

岩下委員長 今調べをやっていただいていますので、ほかの担当課のほうで。

田口委員 そうしたら、続けていいですか。

その下のメガソーラーの導入事例というのがありますが、先日もソーラーフロンティアがやってる木脇の現場を見せていただきました。県内のソーラーフロンティアは世界最大の工場と、先ほどお話もありましたが、ここにずらっと出ておりますけれども、ソーラーフロンティアがやってるところは、ソーラーフロンティア製を使ってるのは当然だと思うんですが、それ以外のところでソーラーフロンティアを使っているところはどれがそれに該当するのか教えていただきたい。それも後でいいです。次の質問に行ってもらっていいです。

岩下委員長 ソーラーフロンティア以外のところをどう使ってるかどうかということですか。

田口委員 いや、ソーラーフロンティア製はどこなのかということです。（発言する者あり）

津曲企業立地課長 私どもがソーラーフロンティアといろいろおつき合いがありまして、新聞情報等を調べますと、ソーラーフロンティアのを使っているというのがこの表では、ソーラーフロンティアの下に書いてある平和リース、それから矢野産業、昭和シェル石油、宮崎アスモ、4つくらい飛びまして宮崎ガス、一番下のサングリーン・エコ事業協同組合というところがソーラーフロンティア社のを導入されてるとお聞きしています。

田口委員 先日も行って、ソーラーフロンティアの皆さんからお話を聞いたんですが、発電効率も今のところ世界でも一番トップだという話も伺いました。そういう意味では、非常に性能が高いということも伺ったんですが、これはもちろん県内の企業でありますので、県内の企業がソーラーフロンティア製品を使った場合に補助金か何かは今あるんですかね。

津曲企業立地課長 企業立地課で把握してる限り、どの製品を使ったらというのはございません。国富町が地産地消ということで、国富町さんがいろんなことをやっていらっしゃいます。以上であります。

田口委員 ということは、県としては、今ソーラーフロンティアを使った場合の、県内地産地消じゃないですけど、その場合の補助というのは、今のところはないということですかね。

川野環境森林課長 環境森林課のほうでは、住宅用の太陽光補助をやっておりまして、それにつきましては、ソーラーフロンティア社の国内のパネルを使っていた場合には補助の上乗せをしているところでございます。昨年の実績で言いますと、全体で2,232件補助しており

ますが、そのうちソーラーフロンティア社の設置件数として261件ということで、上乘せ補助をさせていただいております。率で言いますと、11.7%になります。

岩下委員長 よろしいでしょうか。

田口委員 結構です。

鳥飼委員 余り時間がありませんので、もう一つだけ、雇用との関係なんですけれども、これも課題ということで幾つか載ってたんですけど、この間、矢野産業のところに行っても、ほとんど雇用が生まれてないというのが現実で、メガソーラーについてそういうことを言われている。

だから、方向性とするれば、例えば市民発電所みたいなことです。例えば、小田原市がやっているんですけども、市民から5万とか10万とか出資をしてもらって、そして発電所、メガソーラーをつくるとか、そういうものがあれば何か市民の中に残っていく、県民の中に残っていくということがあって、ただ単にメガソーラーだけというのは、そういう効果がないのかなと思っているんですが、そのほかのところ、先ほどの山村・木材振興課の関係で言うと、若干雇用の場の確保になるというようなことを言われておりますし、今後新エネルギーの中で、どの程度雇用の場を確保しようと、現時点でもどのぐらい雇用の場が確保できたのかというのと、今後どのぐらい雇用の場を確保しようとしておられるのかというのが、ある程度お答えができればちょっと御説明をお願いしたいと思います。

川野環境森林課長 今委員から御質問ありました雇用の効果というところでは、具体的に今回の新エネルギービジョンにつきましても、どれぐらいの効果を見込まれるかという具体的な数値目標なり、数値の把握というのはやってお

りません。

ただ、新エネルギーがいろんな関連産業とか、いろんな産業等に波及効果があるということで、そこにも一定の雇用が生まれるということは想定できますが、具体的な数字ということは、まだ把握しておりませんが、例えば算式的に産業連関ではじき出すということは可能でありますけれども、実際はまだこのエネルギービジョンに関しましては、そういった数字をまだ算定していないところでございます。

鳥飼委員 わかりました。そしたら、山村・木材振興課で、さっき御説明があったけれども、ただ、木質ペレットのところ、これもある程度雇用があるし、それとこの下のほうの実際できているところで、一定の雇用の場が確保できると思いますし、新たな施設ということで、4つが出ていますし、そこらで御説明できる場所があったら、説明をお願いします。

河野山村・木材振興課長 発電に関して計画されているものを申し上げますと、まだ公表されていない部分もございます。一部、工場だけのものも含まれておりますが、申し上げますと、グリーンバイオマスファクトリーが発電施設で19名ということで、これは工場だけでございます。ですから、伐採とか、燃料調達の部分は入っていないということです。

それから、王子グリーンリソース、これは全て入っておりますけれども、60名ということをおっしゃいます。

それから、中国木材に関しては、発電施設のみでございますけれども、10名ということをお公表しております。以上です。

鳥飼委員 あと前のページで説明できる部分があったら、木質ペレットの工場をつくって何ぼというのがあるだろうと思うんですけど、

これは木質バイオマス発電施設がここにありませんけれど、そこでの部分が何名程度というのかわかっていれば説明をお願いします。

河野山村・木材振興課長 申しわけございません。手元にデータがございません。

鳥飼委員 はい、わかりました。いずれにしても、雇用の場というのは非常に大事だということに思いますので、それは木質の関連になってくるのかなという気はするんですけど、中山間地の地域おこしにもつながっていくと思います。

ですから、FIT制度をどう有効に活用して、地域の発展を図っていくのかということもありますので、ぜひそこ辺も総合的に考えて進めていただきたいということをお願いしておきます。

右松委員 先ほどの、住宅用太陽光発電システムの世帯普及率の件ですが、執行部が目標管理をしていくことは基本的なことだと思うんです。即答できないというのは、極めて問題だと思っています。アクションプランでは、26年度で6.0%ですから、今非常にいい方向に来ていますので、恐らくこれは目標を到達できると思っています。新エネのビジョンのほうの目標管理は基本的なことですから、きちっとこれはやっていただきたいことだけ申し上げて、ちょっと私が質問したいのは、小水力についてなんですけれども、9ページなんですけど、本県の小水力発電の取り組みの現状ですけど、いろいろと企業局等の話を聞きながら、河川維持放流水ですか、それから治水ダム、この2つの取り組みが中心になってきて、200キロワット未満のマイクロ小水力の取り組みというのが本県はかなりおこなわれているというふうに思っています。

そういった中で、これもアクションプランで、昨年9月の県の内部評価と、この9ページの上

から2番目との整合性を問いたいんですけど、これは県の内部評価ですけど、意向調査によって「農業用水を利用した小水力発電について、有効な自然エネルギーとして活用への期待が高まっていることが把握できた。これを受けて可能性調査や施設整備を支援する事業を創設した」というふうに内部評価で出ています。

それに引きかえて、この9ページなんですけど、「小水力発電の事例が少なかったことなどから、発電事業に対する要望や関心が必ずしも高くない」この整合性をどういうふうに考えておられるか、教えてください。

河野農村整備課長 確かに以前から小水力発電のほうに取り組んでおりまして、そういった中で、関心の高い土地改良区、地元というところもたくさん見受けられますが、全ての土地改良区等においてそういった環境にないということから、こういった記述をさせていただいてるところでございます。

右松委員 意向調査とか、可能性調査の結果を、ちょっとこれは時間があれば、チェックをさせていただきたいというふうに思っています。この小水力、マイクロ小水力がなかなか取り組めない理由の一つが法的な手続面と、それからもう一つ、設置時の工賃とか、機材のメンテナンスとかランニングコスト、これを考えると、採算性が低いというところがあると思うんです。

その中で、これも県の内部評価で「小水力に関して未開発地域は奥地化、小規模化しており、経済的に開発できる地点は少なくなってきた」というふうに書かれています。積極的に小水力、マイクロ小水力が推進できない、これが本音でできないというのが現状じゃないのかなと思っています。

私は、新エネで、先進地として宮崎県がそう

いうことをうたっていくのであれば、環境負荷であるとか、あるいはエネルギー自給率を高めしていくという観点から、私は、小水力、マイクロ小水力に対する考え方を、あるいは取り組み方をちょっと再考すべきだと思っていますけど、その辺の認識を教えてください。

河野農村整備課長 農村整備課としましては、農業用水を活用した小水力発電ということで、現在取り組まさせていただいております。小水力発電全体につきましては、企業局とか、ほかの部局のほうの関係もございしますが、そういった点で、農業用水を活用した小水力発電におきましては、1つには、ここの事例にもございすように、ある程度の規模を要する発電、これについては土地改良区等の維持管理費の軽減に資するというので、こういった経緯で進めております。

今委員のほうから御発言のありましたマイクロ発電等につきましては、委員の御指摘のとおり、なかなか採算性がとりにくい部分がございます。そういった点は、資料のほうにございすように、やはり地域がどういった活用をしていくかということで、地域活性化という点で取り組みを進めていきたいというふうに農村整備課としては考えてございます。

右松委員 私としては、全体的なスタンス、考え方、姿勢を問うているんです。だから、先ほど言ったように、いろいろなかなか推進できない壁はあると思うんですけども、そのあたりをしっかりと、やはりそれを十分認識した上で、先進地の取り組みとか、いろいろ県議の人たちは、いろいろ行ってます。いろいろ意見が出ています。だから、きちっともう少し議会からの提言とかをしっかりと受けとめていただきたいというふうに思っています。これは要望で

終わらせていただきます。

川野環境森林課長 先ほど御質問いただきました、太陽光の5年後の普及率についての御質問について、新エネルギービジョンにつきましては、10年後ということで目標値を立てておまして、中間年度の5年後の目標値も参考値として出しております。太陽光につきましては、住宅用、非住宅用、合わせて全体で44万キロワットという出力ベースの設備導入キロワット数で一応目標値を立てております。それを世帯の普及率の何%になるかというような数式の立て方をしておりませんので、5年後に何%というのは即答できないんですけども、なお、10年後の70万キロワットを目標にしていることにつきましては、住宅用を普及率15%に持っていきたいということで、現在5%でございますので、この10年間で、さらに普及率を10%上げていきたいという数値目標は計算上でございます。

ただ、5年間でこのプロジェクトをやっていくということでございますので、御意見ありましたように、5年後の姿につきましても、きちっとこれから検討していきたいと思っております。以上です。

田口委員 10年後というのは、平成35年ということですか。

川野環境森林課長 平成34年度です。

田口委員 34年度で10%。

川野環境森林課長 はい。

田口委員 はい、じゃいいです。

徳重委員 まだ具体的に進んでいるとは思いませんが、宮崎市の大塚台周辺のゴルフ場建設の予定地であった場所が全面的にメガソーラー、太陽光発電の予定地にされている、これが九州一だというようなお話を伺っているんですが、現実にそういう動きがあるかどうか、ちょっと

お尋ねしてみたいと思います。

宮下農村計画課長 農村計画課のほうが農地のほうを担当しておりますけれども、直接関係はございませんが、農業委員会のほうからの情報といたしまして、今委員が言われました、細江のほうにそういった計画があるということで今伺っているところでございます。

徳重委員 いや、現実にゴルフ場をつくる予定地で、全部買収されてるという話を聞いているわけですから、あるのかないのか、かなり進んでいるという話を若干伺ってきているんですが、いかがですか。

楠原環境森林部次長（技術担当） それにつきましては、森林地域だということで、現在、そこが一部植栽をしてあるということもあるものですから、森林組合等を通じて、計画が動いているというのは聞いております。

徳重委員 未利用地というか荒廃地というか、使われてないところがそういった形で利用されることは、私は積極的に進めるべきだと考えておりますので、前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、今後の取り組みの課題というような形の中で、開発時における各種の規制というのが大きな問題になっている。規制を全て全廃すればいいと、どうでもいいというようなことではありませんが、何とか緩和できるものは早く緩和できる姿にして、早く事業に着工できるようにすべきじゃないか。例えば、私は都城ですが、霧島山麓、御池地区をひっくるめて、何人か相談を受けたことがあるんです。牧草地であるからできないというようなことで、メガソーラーを設置したいんだけど、なかなか許可を出してくれないと、どうしようもないと、そういう形で、何回かだめになったケースがあるんですが、今皆さんが考えていらっしゃる中

で農地なのか、林地なのか、雑種地なのか、ちょっとわかりませんが、その規制の緩和ということについて、こういうメガソーラーを導入することについての問題点というのはどういうところなのか、ちょっと教えてください。

川野環境森林課長 太陽光の導入促進ということでございますか。

徳重委員 太陽光、ええ、そうです。

川野環境森林課長 今回説明させていただいた以外にもということでございますか。

徳重委員 はい、そういうことです。

川野環境森林課長 ここには書いておりませんが、太陽光発電というのはだんだんメーカー等の技術開発が進んでおりまして、価格が安くなってきているという状況はございますが、なかなか導入に当たっては、今住宅用で言いますと、5キロワットで230万とか、そのあたりでございまして、メガソーラーでございまして、1メガ当たり大体3億円ぐらいかかるというふうには、標準的なもので聞いております。（発言する者あり）規制ですか、失礼しました。申しわけないです。規制はどのようなものがあるかということでございますか。

徳重委員 規制緩和の話です。

堀野環境森林部長 太陽光発電を設置する場合に広大な土地が必要となりますので、森林であれば森林法、農地であれば農地法、農振地域というのものもあるんだろうと思いますけれども、そういったものが法の目的に沿って許可可能かどうかということがそれぞれ審査されることになるんだろうと思います。

また、先ほど話が出ましたけれども、電気の接続の問題、逆潮流が出るとか、そういったものも出てくるかと思えます。

徳重委員 そういう状況の中で、せっかくあ

る国土、せっかくある土地ですから、これを有効に利用するという前向きな姿勢で、そのときそのときの状況、今求められている状況、自然エネルギーを求められています。国民的課題と言っても過言ではないわけですから、そういったものについては積極的に行政が取り組むことによって、これは、私は可能になると思うんです。可能にしなければいけないと思うんです。いや、法律があるからためですといえば、事務の第一段階、入り口で全部終わっちゃうわけです。それを進めるという努力をすべきじゃないかと、こう思ってるんですが、いかがですか。

堀野環境森林部長 やはり法目的というのがありますので、その範囲内で、可能なものについては、認めるというよりは、法律の範囲内で設置が可能なものは可能だと考えてます。また、いろいろな規制がございますので、我々としては国に対して規制の緩和について要望していきたいというふうに考えております。

徳重委員 それじゃ、そのことについては一応置いておきたいと思います。

次に、農産園芸課のバイオマス暖房機の導入について、5カ年間で500台という目標が真ん中に書いてありますが、現況は、先ほどピーマンは12台ということですが、現在、何機導入されているんですか。

日高農産園芸課長 ここに掲げてございますように、全体で12台ということでございます。

徳重委員 現在12台、あと5年後に500台という目標ということは、かなりバイオマスの利用というのは効果があると、それだけの熱利用の効果があるという判断で、こういう形になっていると思うんです。そうであれば、積極的に取り入れるべきだと、こう考えますときに、今度はその材料、何というんですか、木質の生産能

力というか、それがついてこなければ、こんなに40倍ぐらいの量を導入したときに果たして供給できるのかということですよ。そこ辺はどう考えていらっしゃるんですか。

日高農産園芸課長 今、委員御指摘のとおり、このバイオマスの暖房機といいますのを現在の30倍から40倍程度にふやしていくというところに当たりますは、まさに燃料の確保というのをいかに安定的に、しかも継続的に行っていくかということが非常に大事だというふうに考えています。

先ほどの山村・木材振興課長のほうからの御報告の中でもございましたとおり、県内で、現在、木質ペレットを製造していらっしゃる方の中で、農業用に供給していただける方というのもございますし、またそれ以外に、現段階でございますけれども、県外の業者のほうからの活用というものも一部行われている状況でございます。この部分につきまして、先ほど来の議論ではございませんけれども、県内でいかに安定的にペレットとしての燃料を製造していくかというところを、現在、業者の方々、もしくは関係者の方々と調整をしているところでございます。

徳重委員 このバイオマスについてはここに書いてあるように、県内のペレット製造工場は3工場で4万2,440トンという数字が出ておりますが、これはそれぞれ温泉とか旭化成とか、いろんな場所に使われているわけです。それで、こちらの農業用に使われるのかどうか、非常に心配もするわけで、ちゃんと供給体制がなくて導入されては困ると、こう思っています。ここまでやられるんだったら、私は、暖房機を使っているのは、県内の農家だけではないと思いますが、農業関係だけで、県内にある暖房機の台

数は把握されていますか、どれぐらいの台数が石油暖房、灯油暖房ですか、ハウスなり、あるいは農業関係で暖房機を使っていらっしゃる台数というのがわかっていれば教えてください。

日高農産園芸課長 正確な数字についてはちょっと手持ちに持ち合わせてございませんけれども、県内でハウスの面積というのが約1,500ヘクタールから2,000ヘクタールあると言われております。その中で、基本的には10アール当たり重油暖房でいけば大型のものが1台というようなところでございまして、県内で1万台を超えるような、暖房機というものが導入をされてるといふふうに考えております。

徳重委員 1万台ということになりますと、これがいい、農家の手取りにつながっていくんだ、生産者の手取りにつながっていくんだということになると、少しでも早くここに変わっていく、また農業・林業県みやざきとしての最も大きな柱になるのかなと、こう思うんです。そうなりますと、それをちゃんとフォローできるような生産体制というのを、まずそっちのほうから確立しなければ、ああ、いいよいいよ、つくれつくれ、やれやれと言われたって、非常に困る、こう思っておりますので、ひとつそこ辺の流れをしっかりとつくっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。以上です。

緒嶋委員 太陽光発電の課題の 売電時における電線接続の制約というのは、これは一般的に家庭用の場合は、この制約というのは余り考えなくていいわけですか、メガソーラーの場合ですか、これはどうですか。

川野環境森林課長 おっしゃるとおりで、家庭用の場合は、制約を今のところ受けておりませんが、50キロワットを超えるような大きなものについては、今、家庭用はしておりませんが、

非住宅用の大きなものにつきましては系統連系が、今ストップがかかっている状況でございます。

なお、今経済産業省のほうで電気事業法の省令改正をやりまして、一定の設備、逆向きに流れる場合に、それをちゃんと制御できるような装置をつくれば設置できるような例外規定を設けたところでございまして、今九州電力の中でそれを検討されておりました、その経費負担をどこがやるかというところで、今検討が進んでいるところでございます。その部分が解決すれば、ある程度の系統連系の問題は解決していくのかなというふうに今考えてるところです。

緒嶋委員 先ほどの坂口委員の質問の中で、6ページの補助予定というのは、これは大丈夫なわけですか、これは決定しておるといふことでいいんですか。グリーンバイオマスとか宮崎森林発電所とかありますけれど、補助予定というのは、これは間違いのないというふうに、ただ、これはそれこそ予定と書いただけということですか。

河野山村・木材振興課長 6ページの下の方に書いてありますとおり、緑の産業再生プロジェクト推進協議会のほうで、これは林業団体や市町村で構成されている協議会なんですけれど、ここで事業計画の承認を得たということでございます。ただ、グリーンバイオマスファクトリーのほうは内示をしております、補助金交付申請書が間もなく出てくるということでございます。

緒嶋委員 それ以外は、まだわからんということですか。

河野山村・木材振興課長 それ以外の2つについては、まだこれからの事務手続になります。

緒嶋委員 いずれにしても、今厳しい状況があるということでもありますけれども、やっぱり

何らかの形でこういうような補助が受けられるように行政としては最大限努力して、こういうのは絶対必要なものであるから、その努力はやっていただかんと、今後の木質バイオマスの発電そのものの将来的な展望も開けてこんだろうというふうに思いますので、これはぜひ強めていただきたいというふうに思います。その方法は加速化事業じゃなくても、何らかの事業でやれば。

河野山村・木材振興課長 先ほど申し上げましたように、木質バイオマス発電所は山元への利益還元が大いに期待されますし、雇用の場も生まれますので、予算的には今回内示いただいた、基金としていただいたものについては予算枠ございませんけれども、国のほうには、引き続きこういった施設が整備されるよう予算の手当について要望をしてるところでございます。

緒嶋委員 要望はしても、実現しなければどうにもなりませんので、実現するように頑張っしてほしいというふうに思います。

それと、今この中で、きょうの資料にはないんですが、風力発電も新たな展開というのがそれぞれ行われているということを知っておりますけれども、その動きはどうなってますか。

川野環境森林課長 新聞報道等でもありましたけれども、今後、串間に大きな風力発電が設置されるという情報がございます。そのほかにも幾つか山間部におきましての風力発電の計画等、このFIT制度を活用して検討されているという情報もありまして、環境森林課のほうにも御相談いただいているケースもございます。

ただ、風力発電については、非常に環境アセスの問題もございまして、導入まで四、五年かかるというところもありますので、今後そういった情報についてはきちっと把握しながら、いろ

いろ助言等をやっていきたいと思っております。

緒嶋委員 今言われたとおりでありますけれども、地域周辺の皆さん方の生活にいろいろと影響が出るというようなことが心配される向きもあるので、アセスを十分やって、その地域の皆さんの理解が得られるような努力をやっていただかんと、後々まで問題を起こすんじゃないかなという気がしますので、その点は大分留意していただきたいというふうに要望しておきます。

河野山村・木材振興課長 先ほどの緒嶋委員の御質問の中で十分でないところがありましたので、この6ページの表にありますグリーンバイオマスファクトリー、これは平成25年度予算の当初予算で認めていただいております、もう既に先ほど申し上げましたように、内示済みでございます。あと2つの発電所については、6月の補正予算で認めていただきまして、今後内示とか、そういった事務の手続に入っていくということでございます。

山下委員 先ほどから自然エネルギーに対してさまざまな取り組みがなされてるということなんですが、先ほどもお聞きになっているんですが、農政関係、農地法があって、なかなか太陽光等の設置の難しさ等あると思うんですが、森林は森林法がいろいろあって、今太陽光についてのいろいろな問い合わせ等がかなり来ているものですか。農政サイド、環境森林部あたり、ちょっとお聞かせください。

宮下農村計画課長 農地の転用に関してでございますが、昨年7月の固定価格買取制度が始まりまして約1年になります。その中で、問い合わせがございましたのが232件ございます。その中で、法によっていろいろと審査をしながら、適用をしていくわけでございますが、そのうち現在99件で太陽光発電の転用の許可をいた

しまして、面積にしますと、約40ヘクタールが転用されているところがございます。以上でございます。

川野環境森林課長 環境森林課のほうでは、ことしから相談窓口ということで、太陽光を中心にNPOのほうに相談窓口を委託しております、ことしから専門のコーディネーターも配置して相談事業をスタートさせているところがございます。件数的にちょっと今手元ございませんが、先ほど申しました各種規制の問題とか、太陽光発電そのもののシステムはどういう特徴があって、どういうところに適するののかとか、あと設置場所はどういうところがあるのかとか、そういった問い合わせが来ているというふうにお伺いしております。また、本課のほうにも問い合わせが来ておまして、かなりFITが導入されたことによっていろいろな御相談がふえてくるということは実感しております。

山下委員 それで、いろいろ私どもも相談を受けるんですけども、場所的に費用対効果もあるだろうと思うんです。造成工事がかなりかかってしまうと、取り戻すのが採算に合わないとか、それで要請があって、どこでもここでも許認可していたら、場所によっては災害がまた起こる可能性も出てくるし、その辺は慎重に査定というか、どこでも農地を開放するのではなくて、僕はやっぱりある程度の厳格な中での作業をしていかないといけないのかなと、そのように思っています。作業については、お願いをしておきたいと思います。

それから、かなり自然エネルギーの導入がふえてきているんですが、僕は普及していくことはいいことだろうと思うんですが、僕は国民的な認知も必要かなと思うんです。これだけ自然エネルギーがふえてくると、誰かが負担をして

いくわけですから、設置については国庫補助とか、そういう県も独自の助成をしてるんですけども、その電気料というのは、こういう時点で何ぼか上がってきているんですか、九電の管内での一般家庭用の電気料の値上げを把握してますか、どこかわかりますか。

川野環境森林課長 済みません。ちょっと数字は今手元ございませんが、ちょっと調べる時間をいただいてよろしいでしょうか。

山下委員 上がってるということの認識もないですか。

川野環境森林課長 上がっております。

山下委員 普及目標を立てておられますよね。だったら、私は、九電関係といろいろ協議をされて、この水準まで持っていくと、一般家庭用にしても工業用の産業電力にしてもこれだけの電気料が上がっていくんだよと、その辺の協議というものも説明責任というか、またそこ辺も協議しながら、この普及についてはやっぴかないと、ドイツでも大きな社会問題にもなっているわけですから、そういうこともしっかりと我々にも認識をさせていくべきだろうと思うんですが、その見解についてお伺いしたいと思います。

川野環境森林課長 やはりこういったFIT制度による新エネルギーの導入というのは、非常に環境にもいいし、産業にもいいということですが、結局は、FIT制度というのは電気料に賦課がかかってくるということもでございます。それは国民全体、県民全体でそういったものの理解がないと、なかなか導入は進まないということで認識しております。やはりそういったところの普及啓発といいますか、情報提供については環境森林部のほうでも新エネルギーに関するいろんな情報提供、それから研修会、県民に

対するいろいろなPR、そういったものを取り組んでおりまして、この電気料に関するということについても一定の理解をいただくための普及啓発というか、情報提供はやっていく必要があると思います。

また、この電気料の値上がりにつきましては随時九電さんと情報交換させていただいておりまして、そういった大きな動きがある場合には事前に九電さんと情報交換を今させていただいているところでございます。

山下委員 ぜひ今からそういう検討をしていってください。終わります。

新見委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、環境森林課長にお伺いしますが、先ほど太陽光発電の説明の最後の部分、今後の取り組みの中で、屋根貸しのお話をされましたが、屋根貸しの現状と、農地については農地法、森林については森林法の規制がありますけれども、屋根貸しについて何か規制か何かあるのか、もしなければ推進する上で何かネックとなるようなものがあれば教えてください。

川野環境森林課長 屋根貸しの件でございますが、現在、屋根貸しを実際やられてるというのは、ちょっと情報としては把握はしておりませんが、今からの一つの太陽光を導入するやり方ではないかということで、そういった情報をまずどういうふうにマッチングしていくかというところで、今年度、まず屋根貸しをしたい人たちの情報と、それから借りたい人たちの情報をまず一元的に集約して、それぞれに情報提供をして、マッチングをするような支援制度を立ち上げたところでございます。まだ成約した情報は得ておりません。宮崎市さんのほうでも、ことしから公共施設、学校の屋根貸し制度を今募集してるというふう聞いておりまして、幾

つか応募があったというお話は聞いております。今大体そういうのが動き始めてるのかなということでございます。

あと規制の問題でございますが、建築基準法におきましては、これは規制緩和がありまして、工作物ということから外されたということで、建築確認の対象にはなっていないというふうにお聞きしておりまして、あと屋上に駐車場がある場合も、一定の面積以上の場合には制限がかかるというのがありますが、その制限も少し緩和されたというふうにお聞きしております。

ただ、ネックになる部分は、既存の屋根等に結構重いシステムを置きますので、FITの場合は20年間そこに置き続けて発電をするということですので、その屋根の構造、それから20年間屋根に置くことによって、屋根の防水とかメンテナンス、そういったものの問題が発生すると思います。その辺の環境がきちっと整った上で、屋根に設置という話になりますので、屋根を貸したいほうと借りたいほうとの条件が一致するかということも、屋根の状況に非常に左右されるんじゃないかと思っておりますので、その辺のメンテナンス、今後20年間は屋根を貸せるかどうかということの一つの大きなネックになってくるんじゃないかというふうに考えています。

新見委員 はい、わかりました。もう一点、これは2つの課にまたがるんですが、産業振興課長の説明の中で、今後小規模ソーラー発電所の設置推進を図るということでしたが、環境森林課長の1ページの説明の中で、非住宅用太陽光発電システムは、現在2,975、うちメガソーラーが50ということで、2,925がメガソーラー以外の非住宅用太陽光発電システムですが、この中で産業振興課長の説明であった小規模ソーラー発電所という定義に当てはまるのは、2,925の中

でどのくらいあるんでしょうか。

椎産業振興課長 先ほどの説明の中で、10キロワットから1,000キロワット未満で、2,925というのが出ると思うんですが、これにつきましては、これはメガ50カ所を除きますと、2,925が10から1,000キロワットまでの件数でございます。この中で私たちが考えてます50キロワット未満、10キロワットから50キロワット未満を小規模と考えておりますが、これにつきましては、現在、どの程度の数かというのは、把握はしておりません。

新見委員 把握しようと思ったら、把握できるんですかね。(笑声)

椎産業振興課長 これは国のほうの調査でございます。これにつきましては詳細にデータをこちらのほうで確認できておりませんので、今の段階で50キロワット未満は何件というのはお答えできない状況でございます。

新見委員 あっ、そうですか、はい、わかりました。いいです。

中野委員 さっきの山下委員の質問の関連ですけど、太陽光発電は今農政のほうで99カ所の許可を出したということ、この農地の種類、これはどうなってますか。

宮下農村計画課長 太陽光発電の許可が可能な農地は、まず2種、3種農地ということで、1種農地、青地については、まず原則不許可でございますが、結果といたしまして、1種農地についても不許可の例外というようなこともございまして、一部施設があって、それを拡大するときなどには認められる場合がございます。

それで、全体といたしまして、全ての1種農地が40ヘクタールのうちに約2,600平米ございます。(「1種」と呼ぶ者あり)はい。そのほかは、ほとんどが2種農地と、(「2,600平米は、2反

6畝ということだね」と呼ぶ者あり)はい、2反6畝ということでございます。あとは、ほとんど2種が9割ほど、そして3種農地が1割程度となっております。

中野委員 私は、いつも農地については疑問を持つんです。いわゆる農振地域、青地でも、とにかく現況は山になったりとか雑木が生えたりとか、いわゆる耕作放棄地、そういうところの考え方としてはどうするのか。いつまでも草ぼうぼうで、農地として未来永劫にほっとくのか、農政としては、今考え方はどうなっていますか。

宮下農村計画課長 国におきましても、昨年の24年の4月に「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」という閣議決定がなされまして、農水省といたしましても、今言われました耕作放棄地を利用する場合の使用についての農地法の取り扱いについて、昨年度中に明確化するということで議論をされておりますけれども、なかなか難しいということで、現在でも明確な運用の緩和については示されていない状況でございます。

ただ、農水省としましても、農地法、農振法の基準への適合を確保しながらも、農林水産業の振興と地域の振興に資するようなエネルギーについては拡大させていくという方針でございますが、県といたしましても、国の今ある方針の中で対応しているところでございます。

中野委員 だって、何もこんな農地の未利用地のところを国の考え方に沿う必要はないわけよ。そう思わんね。農地の転用なんか、そのために知事の許可で、農業委員会で認められている。その仕組みはどうなってるのか、今農地の転用は、あんたたちは国にかこつけて逃げとつとや。

鈴木農政企画課長 なかなか難しい御質問をいただきましたけれども。

中野委員 難しいことはない。考え方。

鈴木農政企画課長 もちろん、農地の転用の関係は、面積ごとにどこがやるかというような話で決まっております。今委員御指摘いただいたのは、太陽光発電だけではなくて、耕作放棄地のように実態と合っていないようなところをどういうふうに転用という形で受けるかということで、必ずしも太陽光発電だけの問題ではないと、むしろ耕作放棄地対策ということで考えております。

そういったところにつきましては、耕作放棄地をどういうふうに分類していくか、あるいは山林化してるようなところをどういうふうに迅速に農地から外すか、そういったことは国のほうでも検討してるというふうに聞いておりますし、県としても、先ほど農村計画課長からありましたとおり、法令の制度がありますので、それに沿った、その範囲の中ではやりたいと思いますけれども、一方で、農家のため、農業のために、こういう太陽光発電も含めて有効な活用ができる方策というのはいろいろと考えていきたいというふうに思っております。

中野委員 いろいろ答弁だけは達者にできるんだけど、(笑声)今のような考え方は、今太陽光発電の話がブームになってるから、そういう話ができるんだけど、課長が言ったように、未利用地の問題、これは10年、20年前からそんなことを言ってるわけ。この際、せめて、じゃ太陽光発電についてはどうするか、未利用地は検討しているの。農振地域についても、いろいろ知事の権限で外せるでしょ。そこ辺はしっかり出さんと、これだけみんなわあわあ、こっちに森林はつくるつくると言っているのに、一方じゃ

土地は出しませんよ、そんな話じゃないって、しっかり農政としての方針を出して。(「関連」と呼ぶ者あり)いいです。

岩下委員長 じゃ時間が参っておりますので、じゃ最後の質問で、(「関連」と呼ぶ者あり)まだありますか。(「午後でいい」「関連」と呼ぶ者あり)

山下委員 太陽光、小水力、風力発電、今売電単価はそれぞれ何ぼかちょっと教えて。

川野環境森林課長 FITで、太陽光は10キロワット以上の場合37.8円、10キロワット未満が38円でございます。

そして、小水力の場合は3つに分かれておまして、1,000キロワット以上、3万キロワット未満の場合25.2円、200キロワット以上、1,000キロワット未満が30.45円、200キロワット未満が35.7円です。

あとバイオマスですか、(「うん」と呼ぶ者あり)はい。バイオマスの場合は、種別がいろいろ分かれておまして、まず未利用木材燃焼発電の場合33.6円、一般木材燃焼発電の場合25.2円、それと木質以外の廃棄物燃焼発電が17.85円、それからリサイクル木材燃焼発電が13.65円、そしてメタン発酵ガス化発電が40.95円です。以上です。

山下委員 今電力の供給が、以前原発があるときは、原発が3割、化石が6割、そして小水力とか、自然エネルギーで、それが1割だったと思うんですが、今原発がとまっていますから、ほぼ化石が9割ぐらいだろうと思うんですが、先ほどちょっと言ったのは、こういう自然エネルギーがどんどんふえてくると、化石のほうも今上がってきていると思うんですが、九電のほうをちょっと調べてほしいと思うんですが、化石燃料の供給、いわゆる1キロメガを出すのにと

れぐらいの化石燃料の値段というのが出てくるのか。というのは、今自然エネルギーの単価をそれぞれ出していただきました。化石を使った場合に1メガを出すのにどれぐらいの経費がかかるのか、そういう情報をちょっとまた次でもいいですから教えてください。

それと、これだけ各県の九州管内で自然エネルギーの取り組み関係がどんどん普及してくると、先ほど一般家庭用で、住宅用2位いうことをずっと本県は維持しているということだったんですが、極端に考えてみて、こういうそれぞれ各県の取り組みが変化してくると、例えば先ほど言ったように、家庭用とか、工業用とか、それが各県のそういう取り組みの中で、消費電力の値段が変わってくるのかなと思ったりするんですが、その辺のことは考えられないですか、九電は九電関係の電力量というのを一定化してくるんでしょうか。そのほうもちょっと心配なものですから、ぜひ九電ともいろいろ、その辺もひっくるめて協議していただくと、ありがたいと思うんですが。

岩下委員長 これは。

山下委員 どうぞ見解を。

岩下委員長 要望ですか。

山下委員 いやいや。

川野環境森林課長 今からどんどん導入が進んでくると思います。特に、九州管内は太陽光発電の導入が非常に多くなってきているということもございますので、やはりそれが電気料に賦課されてきますし、多分電力会社ごとに、県によって電力料金は差がありませんので、九電の中で一つの電気料になると思いますので、例えば、九電と関西電力と東電との中で、自然エネルギーの導入ぐあいによって、そこに価格差、電気料の差が多少出てくるのではないかと、あと

原発の状況もございますけれども、そこで出てくると思います。

ただ、非常に九州管内、九電で言えば、もともと太陽光等が多いので、若干FITの賦課金は他のところよりもちょっと高目というふうに聞いております。その辺は九電と情報交換して、いろいろ情報収集していきたいと思ってます。

山下委員 はい、お願いします。

岩下委員長 それでは、時間が参りました。質問がまだいろいろあるようでございますので、午後1時から再開をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後1時0分再開

岩下委員長 それでは、再開をしたいと思います。

今、鳥飼委員のほうが所用のため、出かけておりますが、少しおくれる予定でございますので、御了承をお願いしたいと思います。

それでは、質問をお願いいたします。

坂口委員 さっきの続き、5、6ページを中心にですけど、僕はさっきの説明の解釈が聞き違いかもわからないけれど、この事業の認定に当たっては、まず地域協議会から申請があったものに対して補助を決定して、前年度通常予算の分は内示して、あとは議会の議決を経て、内示の前の段階だというような説明、地域協議会を経由してから申請、そこから申請したものを県が審査していくという手順だということで、それでよかったですか。

河野山村・木材振興課長 県の地域協議会というのがございまして、そこが各林業団体とか、市町村のほうに募集をかけます。そこに応募があるわけですが、そこで審査しまして、

承認を受けたものが県のほうに承認しましたという報告が上がるということをごさいます。

坂口委員 そうなると、地域協議会の設立などに向けた取り組みを助言となると、新たにまた地域協議会を立ち上げるとなると、そのところがどうも理解が、何かやりにくい。

河野山村・木材振興課長 協議会と申しあげましたけれども、6ページの表の下のほうに書いてあります。私が申しあげましたのは、宮崎県緑の産業再生プロジェクト推進協議会のことをごさいます、ここが募集して、審査して、承認をするということをごさいます、地域の協議会とは別物でございます。

坂口委員 もう一回ちょっと、下に緑の協議会。（発言する者あり）

岩下委員長 6ページですか。（「どこに書いてある」と呼ぶ者あり）

坂口委員 ああ、これは一番上の の米印のこと。

河野山村・木材振興課長 失礼しました。よろしいですか、私が申しあげましたのは、6ページの の表の下のほうに書いてありますけれども、緑の産業再生プロジェクト推進協議会、これは林業団体の県中央団体等で構成されたものでして、私が言いました今後の取組の の地域協議会とは別物でございます。

坂口委員 そこがちょっとわかりづらかったと思いました。そうなると、緑の再生プロジェクト推進協議会というものと今度の地域協議会というのは、その構成メンバーはどんなぐあいになっていくんですか。要は、材料を確実にそこが供給しますよという保証がないと、だめということと、明らかにそれを買いますよという今度は事業者側の約束がないと、これは成り立たないことですよ。山に還元とか、雇用

の場とか、再生可能エネルギーとかいう前提条件が壊れるから。この2つの協議会の構成メンバーと性格はどんなものですか。

河野山村・木材振興課長 上の緑の産業の協議会のほうは、県木連と県森連と県素連と、県の中央団体、林業関係の団体と市町村等が入っております。

そして、下のほうの地域協議会は、例えば日南のほうで王子が発電に取り組みますと言いましたならば、地域で素材生産をやっておられる方々、個々の方々、事業者さん、そして森林組合とか、そういった方がメンバーに入っているということです。

坂口委員 そうなると、見通しがないうちに許可しているのか。補助が決まり、事業が認められるのか。見通しがあると、完全な材木を握ってる人たちがあなたに売りますというものがないとだめでしょう。僕のこれまでのいるんな、今まで聞いたことなんかでは、この申請のための一つの書類として、資料として、そういったものを向こう何年間にわたって年間何トン供給しますという協定書がないと、それは事業の審査の時点でだめになる。

だから、それ行政指導の上で求めてると聞いているんですけど、それとすると、どうもここは矛盾があるんです。今まで僕が知った情報というか、条件とです。そこはどうなるんですか、これが一番肝心だと思っておりますけれども、我々が売ってあげますよ、我々はこれだけの材木が将来に向けて成長するから、この処分先は必要ですよ、それは私が買ひましよう、そして現金で買ひましよう、そこが一番肝心で、市町村、あるいは緑の産業再生プロジェクトもいいですよ。そこを確認してから、申請を上げるというのが当たり前じゃないですか、ここに対しての

持続が可能ということの把握というのはどうされてるんですか。

河野山村・木材振興課長 補助で採択する場合には、委員がおっしゃったように、事前に素材生産業者と森林組合、原料を供給する側の者と協定を結んで、安定的に確保されてるという確認がとれたものについて採択をするというのが前提でございまして、下のほうの地域協議会については、数字的には協定書の中で出ておりますけれども、コスト的な面も含めて、先ほど申し上げましたけれども、山元への利益還元というのが最終的に目指すところでございますので、コストを下げて、幾らかでも山元に返すというような取り組みも課題というふうには捉えてるところでございます。

坂口委員 再生プロジェクト推進協議会ですか。そこはどうやって原料を、ここは調達可能だという判断を何を根拠にやっているのかということです。コストも決まってない、供給量も決まってない、そういうものを把握して、その約束を今後取りつけて供給させるというための組織を今後つくる指導なんかをやっていきます、助言をやっていきますということは、今後の問題と今までの問題とで、既にやっとなんかなくてはならなかったことができてない、今後の課題なんだという、そういう説明にしか僕は、これ理解できないんです。

今聞いてると、その山に木があります、売ります、買ってこれ、買います、それが始まって、初めて事業として申請して、県はそれを審査してから、成り立つという判断ができる。原料調達ができるかできないかわからん、何ほど売ることかわからんというものが、こんな事業が成り立つか成り立たないかの判断が、県がどうしてできたのかというのが不思議なんです。時

間が逆じゃないのかと、順序が、手順。

堀野環境森林部長 坂口委員の御指摘のとおり、ちょっとこの書き方に間違い・・・。

坂口委員 書き方とか、そんなんじゃない。これは、公式のもの。

堀野環境森林部長 済みません。

坂口委員 我々はまともに受けて、半日やってるんですよ。

堀野環境森林部長 考え方としては、この推進協議会の中でそういった事業計画が出てきたときに、そういった個々の素材生産業者、森林組合とかからの供給量、協定を結んだ上での供給量を確認した上で出てきます。この地域協議会というのは、我々としては個々の林家の方に利益を還元したいという思いがありますので、その地域からいかに材料を集めるかについての課題として、我々としてはこういうものを持っているということで、事業者のほうの認定については、この地域協議会とは別の素材生産業者、森林組合、そういった方々との協定を結んでるということでございます。

坂口委員 だから、それがおかしいと言っているんです。売り手、買い手がないと、物事は成り立たん。いきなりばかり中間団体が出てきて、中間協議会が出てきて、売ります、買いますの約束をここがしたって、そんなもの協定書にならないじゃないかと言っているんです。持ち主が判断することです。売る、売らない、おさめる、おさめないもでしょ。山主が判断することで、それは市町村が判断することでも、県木連が判断することでもないでしょう。そこがおかしいんじゃないかと言っているけれど、どうも僕は理解できない。理解力が不足してるのかもわからん。

でも、それはそれで時間際限なく、幾らやっ

でも、僕は理解力がないから、もう無理だから、それでいいけど、じゃ例えば王子なり、あるいはほかの6ページの一番上のグラフ、一番上は新規だから、これは新たに材料調達とか供給電力とか、そんなのは新たに始まることで、これはいいのでしょうかね。

5ページの6万800という出力、これは発電能力のことだと思うんです。通常これがどれぐらいの発電をやっているのか、年間どれぐらいの電力を供給しているのかというのを、ここがこの電力を供給することを維持していきながら、そして新たに今回は2万5,000の出力、これは能力だろうと思うんだけど、これでどれぐらいの電力を供給するのかわからないけれど、新たにこれは上積み電力として、そこで発電できて、これがずっといくのか、全く別なものなのかということです。

というのが、こちらの代替施設としてこれができるんだったら、ほかのもそうですけれど、既存のものを持って、また発電量をふやしていくという計画でやるんだったら、この使用燃料でいった場合と新たに今度は林地残材、これを持ってくる場合は、売電価格が全然違ってくると思うんです。

だから、そのためにも23万トンとなり、7万2,000トンなりの中の県内調達、県内だけでいいです。10万6,000、あるいは7万2,000というものが、しっかりそこが将来に向かって県内の山から買うんだと、残材で、これはパルプの残材でもないし、何でもない、それを代用することは、この施設ではあり得ないんだと、その保証がない限りは、税金を投入してはだめじゃないかと言っているんです。

だから、その保証を見通しているのかどうかということです。これを今から誰が売るかをや

りますよと、これ23万トンなんて、すごい量です。そして、その中の10万トンを県内から集めるって、これは相当な量です。

だから、その見通しを立てたのかということを知っているんです。その協定書でそれが確認できているのかと、協定書は必要資料と言われたでしょう。

河野山村・木材振興課長 ここにも書いてありますとおり、王子グリーンリソースが取り組みます木質資源に必要な量は23万トンでございまして、そのうち10万6,000トンを県内から集めるということを知っております。王子はもともとが製紙会社でございまして、製紙用のチップを持ってるルートがございまして。

ですから、県内のルート、県外のルート、そして新たに立ち上がったのが南那珂地区で、協議会というのがこれ41社の素材生産業者が参加した協議会でございまして、その中ではきちんと協定を結んで確保していくというのが約束されたということを知っています。

坂口委員 だから、チップ材というのは林地残材じゃない。だから、それを持ってきて、そこで出た廃材を発電の原料にするのと間伐材なんかを運んできて発電の原料にするのは、売電価格が違うわけです。

だから、そのところはすごく大事なところで、今まで持ってきて、チップでやってきました。木っ端が出ました、あるいは搾りかすが出ました、廃液が出ました、こういうものを産業廃棄物として処分していました、あるいは燃料として自家消費していました、これはこのままのペースで進めて、林地残材、あるいは間伐材をわざわざ持ち運んで発電したときの売電単価32円なり、リサイクル、あるいは廃材、そういったものの売電単価十数円なり、これでは計

画が全然違いますし、この計画でやったのに、この材料を使わせてはけしからんよということ、だからそれが最初に確認されないと、何十億もの投資をここにしているのかということ朝からうるさいくらい言ってるんです。

河野山村・木材振興課長 確かに委員おっしゃるように、木材には3種類のF I T価格が設定されております。税抜きで32円と24円と13円でございます。まだ個別事業計画は上がってきておりませんが、それを審査いたします。その中で収支計画を審査いたしますけれども、その中では32円口がどれぐらいの量、24円口がどれぐらい、それぞれ算定しまして、売電価格をはじまして、収支の見込みをチェックさせていただいているということでございます。

坂口委員 決定してるということは、既に済ましたということでしょう。中身を教えてください。廃材を何ぼ使って、契約電力を何ぼで契約していたと、だからその資料というか、協定書なり資料なりを根拠に許可というか、事業認定をしたんだと、その具体的なものを教えてください。

河野山村・木材振興課長 未利用木材、いわゆる32円口が14万7,844気乾トンでございます。それから、一般木材の原木が2万5,624トン、一般木材のパークが3万9,308でございます。

坂口委員 だから、これは既存で使ってるのと新たな部分なんですか、それとも既存の部分を減らして、1つは、こちらにシフトしていくということなんですか。

河野山村・木材振興課長 新たな部分となります。

坂口委員 新たな部分となると、パークにせよ何にせよ、今度はパルプの生産量が上がらないと、新たな部分が出てこないですよ。今使っ

てるのは既存の6万800、新たに出てくるということになると、その緻密な向こうにわたって確保できるんだと、残材だけの14万7,000でもいいです。これがずっと購入できるんだという協定書が、さっきそういったものの協定が、その書類が必要だと言われたですよ。協定書というのは、山主が協定しないと、市が協定しようと、木連が協定しようと、そこは持たない人が本当にこれから向こう何十年というものを供給できる、その判断を県はどうやってやったんだということ聞いているんです。

だから、最初に地域協議会というものが民間団体にそんなものを認可させるのなら、任意の団体か何か知らんけど、協議会が、そこが決めてですよ、そこが書類を上げなきゃ上がってこないわけですから、そこがしっかりそういったものを把握しているかということ県は把握しないと、そういう作業をせずに必要な量をそこに書き込んで、書類を上げてきても、山主さんのあれがわからないじゃないですか。だから協定書に印鑑は誰がついているのかということです。

河野山村・木材振興課長 素材生産業者と発電事業者との協定については、県に個別事業計画が上がってまいります。先ほど言われた協定書だとか、逐一未利用材が幾らとか、それぞれが出てまいりますけれども、その段階で初めて詳細な収支計算をチェックするということでございまして、地域の緑の産業協議会の中では、その段階では細かな部分については、まだ提出を求めていない、そういったことございまして、ヒアリングをしながら、事業の熟度を判断して、承認をするということでございます。

坂口委員 事業は、もう承認してるわけですよ。だって、僕らは、この予算が議会で上がっ

てきたんですよ。事業が上がったのは、議会で上がってきたのはいつだったかな。

岩下委員長 今の質問に対しましていかがですか。(発言する者あり)

坂口委員 これでもういいですよ。

岩下委員長 よろしいですか。

坂口委員 はい、いい。

岩下委員長 じゃ坂口委員の質問はこれで終わり。

坂口委員 終わりじゃない。いいだけ。

岩下委員長 はい、わかりました。ほかにございませんか。

星原副委員長 きょうそれぞれ太陽光から、バイオマスから、小水力から、畜産バイオマスの説明をいただいたところです。そこで、部長にお伺いしたいんですが、これらの今回事業、宮崎県の成長産業として、これは柱として位置づけている事業と捉えていいんでしょうかね。

堀野環境森林部長 新エネルギーについても、ことしの2月に策定した「復興から新たな成長へ向けた基本方針」の中で位置づけておりますので、当然そういう成長産業の中の一つだというふうに考えております。

星原副委員長 そこで、費用対効果とか、あるいは経済効果とか、そういう面は、特に雇用とか、いろんな意味で広範囲に県民にとってプラスになるという判断をされているのであれば、太陽光の場合であれば、本県は快晴日数というんですか、晴れた日が全国2位で、日照時間が全国3位だと、こう言われています。あるいはまた杉の生産量日本一と、こう言われて、資源的に見ればそういった恵まれたものがいっぱいあるということなんです。

そうだとすれば、成長産業として認めるのであれば、全国一を全ての面で、今回上げたやつ

では原価計算して、いろんな形でやって、ほかよりは取り組み事業として有利なんだと、そしてこれだけの利益というか、プラスの面が出てくるんだというものの数字をはじいて、そしてそうなってくれば、そこに重きを置いて、いろんな予算でもつけて、そして本当の意味の成長産業にして育てるんだという意気込みというか、そういったものが出てこないと、私は、新エネルギー、自然エネルギーをうまく活用することになっていかないのかなという気がするんです。どこでもやってる、一体的なところの状況の範囲まではどこの県もやってるかもしれませんが、宮崎県の持ってる資源という形でいけば、日照時間にしても木材にしても、いろんなそういったものはほかの県より有利だとすれば、その有利なものをどうやって生かしていくかということに結びつけていかないといけないんじゃないかと思うんですが、その辺のちょっと意気込みというか、そういう考えをちょっとお伺いしたいんですが。

堀野環境森林部長 ことしの3月に策定した新エネルギービジョンの中では、委員の御指摘のとおり、本県の恵まれた自然条件等を最大限に生かすという意味から太陽光、木質バイオマス、小水力、この3つを特に重点的に推進すべきエネルギーとして位置づけているところでございます。

ただ、それぞれの再生可能エネルギーについても、それぞれ特徴があると思ってます。太陽光について言えば、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、管理という面での経費はそんなにかからない。

ただ、木質バイオマスについては、先ほどちょっとお話しましたけれども、相当の雇用というものが出てくるというようなこともありま

すので、厳しい財政状況の中ではございますけれども、それぞれの特徴を生かしながら、めり張りをつけた予算化をしながらやっていきたいというふうに考えています。

星原副委員長 そこで、太陽光でいけば課題の中に各種規制があるとか、接続制約とか、情報不足とか、こううたってます。

だから、規制の部分でもそうなると、今までの過去がこうだとかじゃなくして、今後の5年先、10年先は、こう変えていかないと、規制を外したり、いろんなことをやっていかないと、成長産業として伸びないんだとなると、国の制度とか法とかあれば、それを新しいこれからの時代に向けて変えていくというか、そういう努力もやりながら広げていく形にならないと、規制があって、その規制にがんじがらめの中でいけば、なかなか伸びないんじゃないか、だからその辺の解釈の仕方やら、そういう部分をぴしっとやっていかないといけないんじゃないかと思うんですが、そういう考えというか、取り組みはされているんですか。

堀野環境森林部長 先ほど逆潮流の話があったかと思います。それは地域から出る量と入る量が逆転した場合に逆潮流の問題が出て、大きな事故につながる可能性があるということで、そういう制限がありました。

ただ、これも電気事業法の中の一部改正によって対応が出てきている、ただ、最終的に決着しておりませんけれども、そういった規制緩和の動きというのは着実にあるんだろうと思っています。そういった意味で、御指摘のように、我々としても必要な規制緩和については、今後要望していきたいというふうに考えています。

星原副委員長 最後にしますが、木質バイオマスのところで、期待される効果ということで、

先ほど来出ていますが、雇用の場と山元に対する利益還元、結局そこに結びついていかないと、本当の意味のこれが本県の事業としての位置づけとして掲げた意味がないと思うので、その辺もしっかり見据えて、このことで山元もそれなりのメリットが出てくる、あるいは維持していく意味でのメリットがあるとか、今後に向けての希望というか、展開がなされるように努力してほしいと思うので、これは要望にしておきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

岩下委員長 そのほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、ありがとうございました。

皆さんは退席していただいても結構でございます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 26 分 休憩

午後 1 時 27 分 再開

岩下委員長 それでは、早速協議に移りたいと思います。

まず、協議事項（１）の県内調査についてであります。

8月27日からの県南調査について、前回の委員会で、資料1のとおり、決定をいただいたところでございますが、2日目の「ミヤチク」が都合が悪いとのことで、1カ所変更することとなりました。

変更する調査先について、皆様の御意見をお伺ひしたいと思います。8月28日水曜日のミヤチクの欄でございます。資料2でございますが、その中でミヤチクにかわる視察先ということで、資料2で上げておりますけども、これについて

何か御意見ございませんでしょうか。

徳重委員 実は、これいいかどうかわかりませんが、ナンチクに宮崎からかなり出しているんですよ。どこがいいのか、ちょっと私もよくわからんけど、ミヤチクは我々も何回も見てるわけです。一遍行ってみる必要があるのかな。というのは、非常に販路も広範囲なものを持ってのわけです。

そして、県南も県央もですが、ナンチクを使っている方が非常に多いということを知っているものから、もしよかったら。私も行ったことがないものだから。

岩下委員長 そのほかにご覧ですか。成長産業・TPP対策特別委員会ということで、そういった点ではいろいろ視察先もあろうかと思えますが。

山下委員 多分、宮崎はナンチクに出資していますよね。あと、多分、農政水産部長は、ナンチクの取締役でした。

徳重委員 ああ、そうですか。

山下委員 はい。多分だったと思います。それで、海外の牛肉の輸出もかなり行ってるし、どういう角度でいくかでしょうけど。宮崎県は65%ぐらいしか地元で屠殺してないですから、あとは鹿児島に流れているんです。

でも、それが宮崎牛として売れているのかどうか、ちょっと確認をとったんですけど、宮崎県の経済連のお墨つきがあれば宮崎牛で売れるみたいですけれど、海外は、宮崎県の5倍ぐらい売っていると、（発言する者あり）はい。海外進出が、鹿児島のほうが、牛肉は。

岩下委員長 ほかに御意見ございませんか。今、徳重委員の発言でナンチクの視察はどうかということですが、御賛同いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 また、書記の打ち合わせ等もあるかと思いますが、連絡をとって、いろいろ段取りをしていただきたいと思います。一応第1案としてナンチクと。第2希望は、もう一カ所ありませんでしょうか。

山下委員 できれば、オーケーを受ければ、ナンチクの関連が、志布志畜産さんもあるはずですけど、どれぐらい宮崎県の牛、豚がここで屠殺されてるか、そこも事前に調べておいていただくと。

岩下委員長 そういった資料関係ですね。資料2のほうで、第2案はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 じゃ意見がないようでご覧ですが、いかがでしょうか、委員長・副委員長一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思えます。

日程関係が決まりましたら、改めて日程表を皆様にお届けいたしたいと思えます。

次に、協議事項（2）の県外調査についてあります。

県外調査は、11月5日から7日木曜までの2泊3日で予定しております。

次回、9月定例会中の委員会では日程案をお示ししたいと思いますので、今回皆様からあらかじめ御意見を伺いたいと考えております。

訪問先について御意見や御要望がございましたら、お願いいたします。（「11月何日と言うた」と呼ぶ者あり）11月5日から7日の2泊3日です。（「11月5日から7日」と呼ぶ者あり）

図師委員 TPP関係で、それまでどう動きがあるかわかりませんが、できれば最新情

報を得るということで、中央省庁の関係するところとの何か意見交換ができればと思いますけれど。

岩下委員長 中央省庁との意見交換ということも、今、函師委員から出ました。

中野委員 マスコミ出た以上のことが出るだろうか。

坂口委員 出せない。

岩下委員長 坂口委員、中野委員からは、今御意見を伺うと、省庁はなかなか難しいんじゃないかと。

岩下委員長 いろいろ御意見があるようでございますが、それでは、一応県外調査先の選定につきましては、正副委員長に御一任いただいでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。それでは、正副委員長で準備を進めさせていただきます。

協議事項（3）の次回委員会につきまして、9月定例会中の9月25日水曜に行うことを予定しております。

次回委員会での執行部への説明、資料要求について、何か御意見、御要望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますが、協議事項（4）の「その他」でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 なしということでございます。それでは、次回の委員会は、9月25日水曜日、午前10時からを予定しております。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 1 時40分閉会